

九州大学留学生センター外国人短期留学コース規程

平成17年度九大規程第63号
 施行：平成18年4月1日
 最終改正：令和6年3月18日
 （令和5年度九大規程第71号）

（趣旨）

第1条 この規程は、九州大学学内共同教育研究センター規則（平成26年度九大規則第92号）第17条第2項の規定に基づき、外国人短期留学コースに関し必要な事項を定めるものとする。
 （プログラム）

第2条 外国人短期留学コースに、次のプログラムを置く。

プログラム名	目的	留学期間
九州大学短期留学プログラム （Japan in Today's World（以下「JTW」という。））	外国人留学生及び外国の大学に在学する日本人（以下「外国人留学生等」という。）に対し、日本文化・日本事情等の理解を向上させるための教育を英語を用いて行い、併せて日本語教育を行うことを目的とする。	1年以内
九州大学海外短期留学プログラム（ASEAN in Today's World（以下「AsTW」という。））	外国人留学生等及び国内の大学に在籍する学生を対象として、東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟する国の言語文化教育及び当該諸国を中心とするアジア事情に関する英語による教育を行うことを目的とする。	春期半月程度
九州大学アジア太平洋カリッジプログラム（College of Asia Pacific（以下「CAP」という。））	外国人留学生等及び国内の大学に在籍する学生を対象として、アジア太平洋地域の共通課題について学び、PBL（Problem-Based Learning）とTBL（Team-Based Learning）形式の協働学習の意義を体験することを目的とする。	夏期半月程度
APRU オンライン留学プログラム（Virtual Student Exchange Program（以下「VSE」という。））	本学が加盟する The Association of Pacific Rim Universities（環太平洋大学協会（以下「APRU」という。））において、APRUに加盟する大学（以下「APRU加盟大学」という。）の学部 に在籍する学生に対し、本学の学部で開講する授業科目の一部を提供するオンライン留学プログラム。 APRU加盟大学及び本学の学生による協働学習を行うことを目的とする。	通年1学期程度

2 前項に掲げるプログラムのほか、留学生センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めたときは、留学生センター委員会（以下「センター委員会」という。）の議を経て、プログラムを加えることができる。
 （資格）

第3条 前条に規定するプログラム（以下「プログラム」という。）を履修することができる者は、次の

各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国の大学の学部在籍者

(2) 外国の大学の大学院在籍者で、センター長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、九州大学（以下「本学」という。）又は国内他大学に在籍する者でセンター長が認めたものは、AsTW及びCAPを履修することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、APRU加盟大学の学部在籍者でセンター長が認めたものは、VSEを履修することができる。

（許可）

第4条 プログラムの履修を志願する者が、所要の手続を完了したときは、センター長は、センター委員会の議を経て、これを許可する。

（JTW生、AsTW生、CAP生及びVSE生）

第5条 JTWを履修する者は、特別聴講学生として受入れ、JTW生と称する。

2 AsTWを履修する者（本学に在学する者を除く。）は、特別聴講学生として受入れ、AsTW生と称する。

3 CAPを履修する者（本学に在学する者を除く。）は、特別聴講学生として受入れ、CAP生と称する。

4 VSEを履修する者（本学に在学する者を除く。）は、特別聴講学生として受入れ、VSE生と称する。

（修了の認定等）

第6条 プログラムを履修した者の修了認定は、センター委員会の議に基づき、センター長が行う。

2 総長は、前項の認定に基づき、修了証書を発行する。

（授業料等の額及び徴収方法等）

第7条 プログラムを履修する者に係る検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号）に定めるところによる。

（JTW生以外の授業科目の履修又は聴講）

第8条 本学又は国内他大学に在籍する者で、センター長が認めたものは、JTWの一又は複数の授業科目を履修又は聴講することができる。

（雑則）

第9条 この規程によるもののほか、外国人短期留学コースに関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第130号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第80号）

この規程は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第112号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第209号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第141号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第32号）

この規程は、平成29年10月6日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第52号）

この規程は、令和3年7月9日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第99号）

この規程は、令和4年2月8日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第71号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。